

WASHING



DRYING



カケンはフランスのGINETEX*と
繊維製品取扱い記号に関する
知的財産使用契約を締結しています

* フランス・パリに所在する繊維製品取扱い記号の開発・普及機関



BLEACHING



PROFESSIONAL



IRONING



TEXTILE

CARE



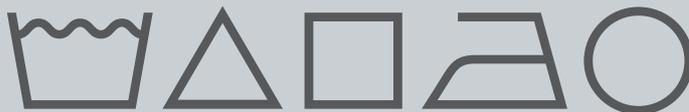
繊維製品取扱い記号に係る商標の 使用許諾についてのご案内

カケンは繊維製品取扱い記号の使用を許諾する権限を有する
日本唯一の機関です

GINETEX
とは

GINETEXは、繊維製品ケアラベルについて規定する国際規格である ISO 3758 で用いられている次の図柄の繊維製品取扱い記号について、各国商標当局および WIPO(世界知的所有権機関)で商標の出願および国際登録を行っています。

GINETEXが繊維製品取扱い記号について知的財産権を有することは、ISOも認めています。



繊維製品
取扱い記号の
使用について

どんな場合に知的財産権を気にしなければならないの？

繊維製品に付すラベルやその包装や説明書類などにこの繊維製品取扱い記号が使用されます。

そして、これらを使用する場合は、GINETEXの知的財産権について考慮いただく必要があります。

どんな場合に使用料がかかるのですか？

日本で繊維製品取扱い記号を使用する場合…

不要

日本国内のみにおける使用については、日本で商標権が成立していませんので、**使用許諾を得ることも使用料を支払うことも必要ありません**。GINETEXはかねてから日本では商標出願する意思がない旨を表明していましたが、この件について当センターは、契約締結時に改めてGINETEXから確約を得ました。

当センターは、皆様のお求めに応じ、GINETEXから得た情報も踏まえその使用方法についてご説明、助言などをいたします。



海外で繊維製品取扱い記号を使用する場合…

必要

海外における使用については、GINETEXの知的財産権を踏まえた対応をご考慮いただく必要があります。日本企業は以前から、**GINETEXの知的財産権を踏まえ商標の使用許諾を取得し、その使用料の支払いをご考慮いただく必要がありました**。当センターがGINETEXメンバーとなったことにより、現在は日本国内において使用許諾する体制が整っております。当センターは使用許諾に際し、GINETEXから得た情報も踏まえ、その使用方法について情報提供を行います。



繊維製品
取扱い記号に
係る商標の
使用許諾について

GINETEXは、世界各国において商標の出願および国際登録を推進しています。その対象国はヨーロッパからその他の地域に拡大しており、対象国数は逐年増加しています。

カケンってどのような役割？

自己の名称・ブランドを付して販売する日本企業は、商標の使用を許諾するよう申し込むことができます。商標権が成立している国・地域は、フランス、イタリア、スイス、デンマーク等ヨーロッパ諸国が中心ですが、アジアではインド、ベトナムで成立しています。このような国で繊維製品の販売等を行う日本企業は、**当センターから商標の使用許諾を取得することにより、販売先国において知的財産権侵害の問題が発生することを気にかけることなく事業活動を展開できます**。

規則及び契約の内容、繊維製品取扱い記号の適正な使用方法、商標権が成立している国・地域の一覧、年間使用料など詳細は、下記までお問い合わせください。
また、当センターwebサイトもご参照ください。

お問い合わせ先

一般財団法人 **カケンテストセンター** 本部 国際部 ☎ 03 (3241) 7309

✉ kokusai-info@kaken.or.jp

<https://www.kaken.or.jp>

カケン
KAKEN